平成２７年（フ）第９１号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目５番28―301号　ベルメゾン湘南
債務者　佐藤　英之
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６４号
静岡県島田市金谷宮崎町3679番地　ハイツ・プリエール201号室
債務者　鈴木明紀子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
熊本県天草市天草町大江7374番地
債務者　月岡惠美子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午前10時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第３１３８号
東京都大田区大森中１丁目21―12―101
債務者　高村ちあき（旧姓傳法・澤田）
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２１７号
東京都江戸川区松江６丁目８―16―301
債務者　鈴木久美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５８号
東京都板橋区仲宿35―８―101
債務者　石井美代子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２７１号
東京都足立区南花畑４丁目11―４―210
債務者　松本　　愛
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０２号
横浜市中区松影町４丁目13番地５　白百合荘301号室
債務者　藤田　良秋
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５号
東京都あきる野市菅生1159番地松楓園
債務者　池澤喜久子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９６号
東京都杉並区永福４―８―14　20Ｂ号室、住民票上の住所東京都府中市住吉町４丁目55番地の17ストークヴィラＡ―201
債務者　芝　美和子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９号
静岡県島田市南２丁目18番17号　フレグランスミナミＡ棟102号室、旧住所静岡県島田市細島1262番地の１
債務者　鈴木　茂男
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
静岡県島田市南２丁目18番17号　フレグランスミナミＡ棟102号室、旧住所静岡県島田市細島1262番地の１
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２８６号
さいたま市緑区大字大間木1574番地
破産者　下斗米廣治
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
大阪府阪南市さつき台２丁目７番６号
破産者　井上　隆雄
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７号
大阪府泉大津市西港町12番３―303号
破産者　疋田　英夫
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９０１号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地４　クロスティアＳ６Ｗ８―503号
破産者　清武　一則
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部